
今月のテーマ 法人税・消費税の中間申告制度について

法人税や消費税において、一定の場合には年の中途において申告をし、税金を納める義務が生じます。これを中間申告といいます。今回は法人税と消費税の中間申告についてご紹介いたします。

1. 法人税の中間申告制度

法人税の中間申告は、①前年度実績による予定申告と②仮決算による中間申告の2つがあり、いずれかを選択します。いずれの場合でも、事業年度開始の日から6月を経過した日から2ヶ月以内に中間申告書を提出しなければなりません。なお、申告書の提出がなかった場合には、①による申告があったものとみなします。

① 前年度実績による予定申告

下記の算式で計算した金額が10万円を超える場合にはその税額を納付する必要があります。算式中の差引所得に対する法人税額とは、原則として前年度の確定申告書に記載した法人税額となります。

《算式》

$$\text{差引所得に対する法人税額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$$

●3月決算法人の場合

② 仮決算による中間申告

事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を一事業年度とみなして、仮決算を行い、申告書を提出します。例えば3月決算法人の場合、4/1から9/30までの半期を一事業年度とみなして、決算を行います。

なお、以下に該当する場合には、②の申告書を提出することはできません。

- ①の算式により計算した税額が10万円以下又は納付すべき税額がない場合
- ②により計算した税額が、①の算式により計算した税額を超える場合

2. 消費税の中間申告制度

消費税においても法人税と同様に①前年度実績による中間申告と②仮決算による中間申告の2つがあり、いずれかを選択します。いずれの場合でも、①の下記表の中間申告対象期間の末日から2ヶ月以内に中間申告書を提出しなければなりません。なお、法人税の場合と同様に、申告書の提出がなかった場合には、①による申告があったものとみなします。

① 前年度実績による中間申告

消費税では直前の課税期間の確定消費税額に応じて、中間納税の回数と税額が決定されます。この直前の課税期間の確定消費税額とは、原則として前課税期間の確定申告書に記載した消費税額となります。なお、下記表の確定消費税額は地方消費税(税率8%のうち1.7%分)を含めないで計算しますが、実際には一定の計算により地方消費税も合わせて納付します。また下記表は前提として課税期間を1年にしています。

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超～400万円以下	400万円超～4,800万円以下	4,800万円超
納付回数	中間申告不要	年1回	年3回	年11回
中間申告対象期間		半期	四半期ごと	毎月
納付税額		直前の課税期間の確定消費税額の6/12	直前の課税期間の確定消費税額の3/12	直前の課税期間の確定消費税額の1/12

※ 中間申告不要の場合であっても、任意の中間申告制度(No.054)によって、中間申告をすることができます。

② 仮決算による中間申告

上記の中間申告対象期間を一課税期間とみなして、その期間にかかる消費税を計算します。なお、計算の結果控除不足が生じても還付にはなりません。